

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人全人会（以下、法人と呼ぶ）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、役員等と呼ぶ）の報酬について定める。

## (報酬金額)

第2条 法人の役員等の報酬金額は、理事会並びに評議員会への出席、または監事監査の実施及び指導監査の立会い、あるいは役員等業務の都度、別表1のとおりとする。

2 評議員選任・解任委員の当該委員会への出席は無報酬とする。但し、交通費を費用弁償する。

## (支払日及び支払方法)

第3条 支払日は毎年度末までとし、源泉所得税を徴収したうえで銀行振込とする。但し、振込手数料は法人の負担とする。

2 役員等が任期途中で退任したときは、その都度報酬を支払うものとする。

## (支払制限)

第4条 法人の理事及び理事長が施設職員を兼務し、施設給与を得ている場合、役員等の報酬は認められないものとする。

## 別表1

理事報酬	日額 10,000 円	交通費を含まず
監事報酬	日額 10,000 円	交通費を含まず
評議員報酬	日額 10,000 円	交通費を含まず

## 附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。